

令和2年5月1日

蒲郡市立大塚中学校 校内ネットワーク運用規程

蒲郡市立大塚中学校

蒲郡市立大塚中学校は、情報システム等の管理及び個人情報保護やセキュリティー確保に努めながら、校内ネットワークを教育環境の質的な改善・充実のために活用するため、次の運用規程を定めるものとする。

<運用の基本>

- 1 利用にあたっては、次のことに留意するものとする。
 - (1)蒲郡市の定める情報セキュリティーポリシーを遵守し、生徒及び保護者、教職員、外部関係者に関する個人情報の保護に努める。
 - (2)生徒の情報活用能力の育成を図り、情報教育・国際理解教育・総合的な学習の時間の推進等、より充実した教育内容・方法の工夫改善に努める。
 - (3)生徒に情報モラルや情報の適切な判断、インターネットの特性や携帯メール等の危険性を理解させるとともに、関係者の個人情報、著作権等の保護に努める。

<ネットワークの管理者>

- 2 本校にはネットワーク管理の運用に係る管理者（以下「ネットワーク管理者」原則として教頭がこれにあたる。）を置く。この管理者は校内ネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティー対策（ID・パスワードの管理を含む）に関する権限及び責任を有する。

<情報教育>

- 3 校内ネットワークの適正な運用を図るために、校内に情報教育委員会（各学年1名）を置き、ネットワーク管理者の指示及び個人情報保護委員会との連携により以下の業務を行う。
 - (1) 情報発信や個人情報に係わるデータ、ファイル、外部記憶媒体等の一括管理を行う。
 - (2) USBメモリーは、学校指定のパスワード付きの物以外使用できない。
 - (3) ネットワークサーバー、端末の通信機能の維持及び障害時の対応、情報ネットワークセンター及び視聴覚ライブラリーとの連携を行う。
 - (3) 不要となった個人情報の速やかな消去・破棄をする。
 - (4) 「情報資産持ち出し管理表」の管理を行う。

<機器管理及びセキュリティー対策>

- 4 ネットワーク及び外部記憶媒体を通して、生徒及び保護者、教職員、外部関係者等の個人情報の流出を防ぐことを徹底するため、学校で使用する機器については、次のことに留意する。
 - (1) ネットワークサーバーの管理をネットワーク管理者に一元化する。
 - (2) 校内で使用するコンピュータを全職員に貸与する。コンピュータの起動及び校内LANへのアクセスは、職員個別にID及びパスワードを設定し、データの管理を行う。
 - (3) 電子メール等により、情報を学校外へ送信する場合は、当該情報にパスワードを設定した上で送信するなど、必要に応じて保護対策を行う。
 - (4) 生徒のメールアドレス、電話番号、住所、個人名、成績、テスト指導記録、顔写

真など、個人情報を含むデータを学校外に持ち出すことを禁止する。

それ以外を持ち出す場合でも、

- ① 必ず情報管理者（教頭）の許可を得、「情報資産持ち出し管理表」に記録する。
- ② 持ち出す情報は必要最小限にとどめ、学校指定のパスワード付きUSBを使用する。

- ③ 持ち出した情報は常に手元に置き、短時間でも車内などに放置しないようにする。

※ 持ち出したデータを扱うPCについては、最新のウイルスソフトをインストールしたものを使用し、外部からのウイルスを校内に持ち込まないように万全の注意をする。

- (5) 生徒の個人情報、成績ファイルなど外部に漏洩してはいけない情報を扱うコンピュータは、外部や生徒が使用するネットワークからアクセスできないようなシステム構成をする。

<インターネットの主な利用形態>

5 インターネットの主な利用形態は、次に定めるものとする。

(1) 情報の発信及び受信

各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等の教育活動において、電子メール及びホームページ等を利用した情報の発信・受信。

(2) 情報検索及び収集

学習に関連する情報の電子メール、ホームページ等による検索及び収集。

(3) 教材作成

インターネットの機能を活用し、検索、収集した情報による教材作成。

(4) 校長が学校教育に役立つと認める利用。

<個人情報の発信>

6 教育目的を達成するために個人情報を発信する場合は、不特定多数の閲覧者がいることを念頭に、個人の権利利益を侵害するおそれがないと考えられる場合、本人及び保護者の同意を得て、学校長の許可のもと発信することができる。この条件を満たしたうえで、以下に配慮し情報を扱うことができる。

(1) 氏名は原則的に使わない。ただし、生徒の作品および各種スポーツ大会の入賞者等、教育上効果があると思われる場合に限り、本人と保護者の両方の同意を得て掲載することができる。（年度初めに周知する）

(2) 活動の様子を写真画像で紹介する場合は、個人のプライバシーに配慮し、個人が特定できないようにするなどして慎重に行う。

(3) 国籍、思想・信条に関する情報及び住所、電話番号、生年月日等の個人情報は一切発信しないものとする。

(4) 生徒の身体の状態・趣味・特技等については発信しない。

(5) 本人及び保護者から削除の申し出があった場合は、速やかに対処する。

(6) 生徒の作品（作文、絵画等）は、作品を制作した本人と保護者の同意を得なければ掲載しない。

(7) ホームページ等での情報発信のために学校が作成したデータあるいはファイルの著作権は学校に帰属するものとし、校長の許可なく他の用途に利用することはできない。

<情報提供の許諾>

7 インターネットおよび携帯メール等で、生徒に関する個人情報を提供する場合、本人及び保護者に対して提供の依頼をして同意を得ることとする。（年度当初、「蒲

郡市立大塚中学校 個人情報の取り扱いについて」を配付し、生徒と保護者に周知する。）

- (1)卒業生、PTA、教職員等の個人情報の提供に当たっては提供の同意を書面で得る。
- (2)提供情報の同意に当たっては、提供期間は1年を超えないことを原則とする。
- (3)提供する情報が変更される場合は、その都度本人及び保護者の同意を得る。
- (4)他の利用者のホームページにリンクを行う場合は、校長の許可を得る。
- (5)他の利用者のホームページからリンクを許諾する場合には、校長の許可を得る。

<著作権、及び転載に関する条件の明記>

- 8 インターネット上のホームページには、無断転載禁止、制限事項等の必要事項をホームページ上に明記する。

<その他>

- 9 生徒の発達段階に応じた「情報モラル教育」を各教科、領域、総合的な学習の時間などを利用して指導する。
- 10 インターネットを利用する場合には、利用者相互の信頼に基づき、誠意をもって情報の受信・発信につとめるものとし、次の行為をしてはならない。
 - (1)著作権、その他の権利を侵害する行為やシステムの侵入、破壊等に関する行為等、他の利用者または他人に不利益や損害を与える行為。
 - (2)営利を目的とする行為や公序良俗に反する行為。
 - (3)その他、法令等に違反する行為及び校長が不相当と判断する行為。
- 11 前項の事実が認められたるときは、校長及びネットワーク管理者は当該事項を削除することができる。
- 12 生徒が授業で作成したホームページを公開するときは、校長の許可を得る。
- 13 生徒、保護者への電子メール等の発信については、校長の許可を得る。
- 14 利用に当たり、教職員はインターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報が扱われないように配慮する。